

自立支援医療（精神通院医療）支給認定に係る
所得区分の判定誤りについて

2026 年 7 月 23 日
郡山市保健福祉部
保健所 保健・感染症課
課長 古川 哲也
TEL：924－2070

本市が行った自立支援医療（精神通院医療）※の支給認定に対する審査事務において、受給者の所得区分の判定を誤り、一部の受給者に対し、誤った自己負担上限額が記載された受給者証を交付していたことが判明しました。 ※ 制度の概要については 2 枚目を御参照ください。

1 経過

令和 8 年 3 月 22 日、本市職員が自立支援医療新システムの動作確認時に、新旧システム双方の操作手順に相違があることに気付き、内容を確認した結果、自己負担上限額については市町村民税所得割の額で算定しますが、本来「住宅借入金等特別税額控除」及び「寄付金税額控除」等を考慮すべきところ、実際の課税額で算定したため、受給者の所得区分判定の誤りが判明しました。

2 該当者実人数：414 人（令和 3 年度～令和 7 年度受給者の実人数：9,079 人）

3 誤りの概要

自立支援医療は所得区分に応じて 1 か月の自己負担上限額が定められており、その所得区分の判定の基準となる所得割額を算定する過程において、次のとおり誤りがありました。

- （1）「住宅借入金等特別税額控除」及び「寄付金税額控除」について、控除せずに算定すべきところを控除して算定していました。この誤りにより、所得区分を低く判定したため、自己負担上限額が上がる方は 167 人です。

所得割額の算定過程	正	控除前の額で算定
	誤	控除後の額で算定

- （2）「年少扶養（16 歳未満）及び特定扶養（16 歳以上 19 歳未満）」の控除（以下、「みなし控除」という。）について、適用して算定すべきところ、適用せずに算定していました。この誤りにより、所得区分を高く判定したため、自己負担上限額が下がる方は 253 人です。

所得割額の算定過程	正	みなし控除を適用して算定
	誤	みなし控除を適用せずに算定

＊（1）と（2）が重複する方：6 人

4 原因

制度の理解不足及びマニュアルの不備

5 今後の対応

（1）現受給者への対応

今回の誤りが判明した 3 月 22 日以降は正しい所得区分で判定しております。また、有効期間内の誤った受給者証をお持ちの方に対しては、8 月 1 日より正しい受給者証をお使いいただけるよう 7 月 27 日付けで発送する予定です。

(2) 過去5年間の医療費の状況調査

これまでご利用いただいた分と正しい判定区分で算定した額との差額については、医療機関や調剤薬局等の協力を得て、医療費の調査を実施します。自己負担上限額における差額が発生している方には、その対応について、福島県と協議した上で、市から改めて連絡する予定です。

6 再発防止策

- マニュアルの整備及び制度に対する理解の促進
- システムによる自動判定の適正化（令和8年4月1日稼働の新システムにおいて改善済み）
- 組織的なチェック体制の機能強化

自立支援医療制度の概要（参考：厚生労働省ウェブサイト）

自立支援医療（精神通院医療）は、通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度です。

- ① 患者の負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担上限額を設定。（月額医療費の1割がこれに満たない場合は1割）
- ② 費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない（重度かつ継続）方については、更に軽減措置を実施。

図1 自己負担上限額（太枠は今回の判定誤りの影響を受ける範囲）

区 分 (金額は令和8年7月1日現在)		自己負担割合	1か月の自己負担上限額	
			重度かつ継続に該当しない	重度かつ継続に該当する
1	生活保護世帯	0割	負担なし(0円)	左記と同じ
2	市町村民税非課税世帯 (本人収入額82.65万円以下)	1割	2,500円	
3	市町村民税非課税世帯 (本人収入額82.65万円超)		5,000円	
4	市町村民税課税で市町村民税（所得割） 33,000円未満	1割	上限なし	5,000円
5	市町村民税課税で市町村民税（所得割） 235,000円未満			10,000円
6	市町村民税課税で市町村民税（所得割） 235,000円以上	右記	対象外：一般医療と同じ扱い	20,000円 (自己負担1割)

表中の所得割は、住宅借入金等特別税額控除及び寄付金税額控除は控除前の額で算定し、みなし控除は適用して算定します。

図2 月額医療費の負担イメージ（医療保険加入者（生活保護世帯を除く））

医療保険 (7割)	自立支援医療費 (月額医療費－医療保険－患者負担)	患者負担 (1割又は負担上限額)
--------------	------------------------------	---------------------

図3 手続きの流れ

